

略して
「子家セン」!

八丈町子ども家庭支援センター事業のご案内

子ども家庭支援センターとは



“地域の子育て支援・相談援助の中核機関”です。児童虐待問題も含め、地域で発生する子どもと家庭に関するあらゆる問題は、まず、身近な区市町村が主体となって、関係機関との連携により対応していく体制が必要との東京都児童福祉審議会における提言を受けて、平成7年に東京都が事業化しました。実施主体は区市町村で、都内60区市町村で実施されています。

子ども家庭支援センター

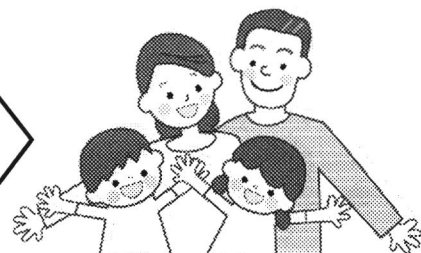
相談支援

ネットワークづくり

サービス提供

情報提供・広報啓発

子育て支援



八丈町子ども家庭支援センターについて

八丈町では、平成17年に子ども家庭支援センターが設置されました。保育士、保健師、社会福祉士等の専門職を配置し、子どもや子育て家庭の身近な相談窓口として、育児、しつけ、児童虐待などあらゆる相談に応じています。また、子どもと保護者の交流の場の提供や一時預かり、ファミリーサポートなどの子育て家庭への支援事業も行っています。



↑センター（町役場正面左）

- 開所日時 【平日】午前8時45分～午後5時 【第2土曜日】午前9時～正午
- 所在地 大賀郷2551番地2（八丈町役場内）
- 電話 04996-2-4300
- メール kodomo@town.hachijo.tokyo.jp
- ホームページ <http://www.town.hachijo.tokyo.jp/kokasen/>

第2土曜日は
交流ひろばのみ実施



① 総合相談

18歳未満のお子さまに関するあらゆる相談の窓口です。育児中の方やお子さん自身に限らず、妊娠中の方、これからパパやママになる方、どなたからでもお受けします（内容についての秘密は守られます）。匿名での相談、電話やメール、訪問での相談、開所間外の相談も可能です。

- ・子育てやサービスについて知りたい
- ・子育てが不安

- ・子どもを叩いてしまう
- ・子どもを夫の暴力から守りたい

- ・夫や姑との関係で悩んでいる
- ・子どもを産むのが不安
- ・親の病気や離婚で子どもを育てられない
- ・養子縁組せずに里親になりたい

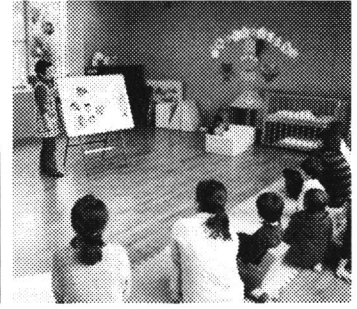
- ・子どもが学校に行かない
- ・子どもの反抗や乱暴に困っている
- ・子どもとうまく関われない



- ・家に帰りたくない
- ・学校でいじめられている
- ・こんなことは親に言えない
- ・お母さん、最近変かも…

② 交流ひろば事業

子育て家族のふれあい、交流の場として屋内広場を無料で開放しています。時間内出入り自由です。毎週水曜日 10時30分から、パネルシアター、リズム遊び、工作などの催しを行っています。



- 対象児童 0～未就学児
- 利用日時 開所日時と同じです
- 利用方法 利用登録が必要となります
食べ物、おもちゃの持ち込みは出来ません（飲み物可）

③ 一時預かり事業

保護者の何らかの理由により一時的に保育が必要な場合に、お子さまをお預かりします。

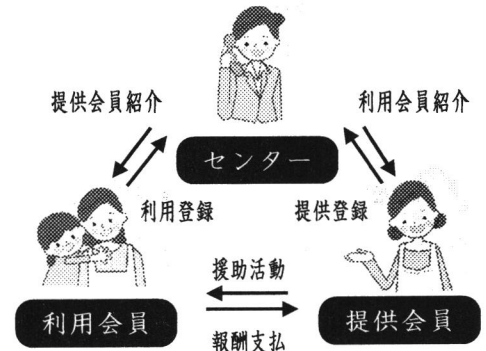
- 対象児童 満1歳～未就学児（保育園入園児を除く）
- 利用定員 同時刻3名
- 利用日数 同じ子どもが週2回まで利用可
- 利用日時 開所日時中で継続して1日4時間以内
- 利用料金 1時間350円
- 利用方法 利用登録が必要となります（交流ひろば登録と兼用です）
利用月の前月1日から利用日の2日前までに窓口で申し込みが出来ます



④ ファミリー・サポート・センター事業

保育の援助を受けたい方（利用会員）に、お手伝いができる方（提供会員）を紹介します。

- 対象児童 概ね生後6か月～10歳未満
- 利用料金 1時間700円（平日午前8時～午後5時）
1時間900円
（平日上記以外の時間、土・日・祝・年末年始）
- 利用方法 利用登録が必要となります
（利用会員登録説明会に参加してください）
- 講習会 提供会員になるには当センターが実施する講習会の受講が必要です



⑤ 要支援家庭サポート事業

児童相談所が一時保護又は施設措置等を行った児童が家庭復帰した後の家庭等への「見守りサポート事業」、望まない妊娠、産後うつなど子育てに対して強い不安等を抱える家庭、虐待リスクを抱える家庭等、特に養育支援が必要な家庭への「養育支援訪問事業（一部有料）」を行っています。

⑥ 要保護児童対策地域協議会

児童虐待等で保護を要する児童、支援が必要とされる児童や保護者に対し、複数の機関で援助を行うための、児童福祉法に基づくネットワークです。八丈町では当センターが協議会運営の中核として関係機関の調整を行っています。

要保護児童対策地域協議会
（サポートネットワーク）

学校・教育委員会 福祉事務所 民生・児童委員
保育所 児童相談所 医療機関
児童福祉担当 警察署 その他
母子保健担当 保健所

子ども家庭支援センター
（調整機関）

⑦ その他

- ・身体計測、オムツ交換用ベッド、授乳スペース、調乳用のお湯の提供を行っています。
- ・広報・啓発として「ほのぼの通信」の発行、インターネットによる情報提供、子育て家族写真展、児童虐待防止PR活動などを行っています。